（法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十八条　法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　法第二十一条の二に規定する返還金債権その他給付の過誤払による返還金債権に係る債権の行使及び法第二十二条第一項の規定により取得した損害賠償の請求権の行使

二　第九条第二項（第十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届書及び当該届書に添えられた書類の受理

三　第十三条第六項及び第七項の規定による届書の受理

四　第十四条第一項及び第二項（第八十二条において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに同条第三項及び第四項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五　第十四条の二第一項の規定による認定の通知及び同条第二項の規定による国民年金手帳の交付

六　第十八条第一項及び第四項の規定による厚生労働大臣の指定

七　第六十四条第五項の規定による報告の受理

八　第六十五条第四項の規定による返付

九　第七十一条の三第二項の規定による閲覧

十　第七十一条の四の規定による申出書の受理

十一　第七十二条の二第一項の規定による申出書の受理及び同条第二項の規定による閲覧

十二　第七十五条及び第七十六条の規定による確認

十三　第七十七条第三項の規定による所得の額の確認

十四　第七十七条の四第三項の規定による申請書の送付

十五　第七十七条の五第三項の規定による所得の額の確認

十六　第八十条第一項の規定による請求書の受理

十七　第八十三条の二の規定による申請書の受理

十八　第八十三条の三、第八十三条の五及び第八十三条の七の規定による変更の届出の受理

十九　第八十三条の八第一項の規定による通知

二十　第八十四条の規定による返付

二十一　第八十六条の規定による経由の省略

二十二　第九十四条の規定による通知書の交付

二十三　附則第六項の規定による書類の交付

二十四　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項の規定による確認

（厚生労働大臣に対して通知する事項）

第百条　法第百九条の四第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由

三　その他必要な事項

（法第百九条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第百一条　法第百九条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　厚生労働大臣が法第百九条の四第二項に規定する滞納処分等（以下「滞納処分等」という。）を行うこととなる旨

二　機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日

三　機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（以下「年金事務所」という。）の名称

四　当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所

五　当該滞納処分等の対象となる者の委託を受けた納付受託者の事業所の名称及び所在地

六　当該滞納処分等の根拠となる法令

七　滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額

八　その他必要な事項

（法第百九条の四第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）

第百二条　法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項。

2　法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項。

（法第百九条の四第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等）

第百三条　法第百九条の四第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（法第百九条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める権限）

第百四条　法第百九条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める権限は、第九十八条第六号から第九号までに掲げる権限とする。

（令第十一条の十第一号に規定する厚生労働省令で定める月数）

第百五条　令第十一条の十第一号に規定する厚生労働省令で定める月数は、二十四月とする。